

令和7年度 第2回審査会 富良野市国際交流補助金申請一覧

NO	事業	住所・氏名（保護者）	学年	期間	事業費	補助申請額	補助決定額	備考
1	<p>対象事業名：(D) 国際交流人材育成活動 「第50回ちびっこ探検学校与論島」参加</p> <p>子供が自然に親しみながら、その知識を学び、団体生活の体験を通じて、規律や仲間と助け合う楽しさや大切さを学ぶとともに、外国人学生との活動を共にし、言語・習慣を越えた友情を深め国際感覚を身につける。</p>	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ (保護者 ■■■■■■)	■■■■ ■■■■	令和8年 3月27日～4月2日	228,000円 (友達割適用)	114,000円		<p>本事業は平成13年度より実施しており、これまで92名の小学生の参加実績があります。</p> <p>令和4年度：13名参加 令和5年度：5名参加 令和6年度：5名参加</p>
2		■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ (保護者 ■■■■■■)	■■■■ ■■■■	令和8年 3月27日～4月2日	228,000円 (友達割適用)	114,000円		
3		■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ (保護者 ■■■■■■)	■■■■ ■■■■	令和8年 3月27日～4月2日	228,000円 (友達割適用)	114,000円		
4		■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ (保護者 ■■■■■■)	■■■■ ■■■■	令和8年 3月27日～4月2日	228,000円 (友達割適用)	114,000円		
5		■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ (保護者 ■■■■■■)	■■■■ ■■■■	令和8年 3月27日～4月2日	228,000円 (友達割適用)	114,000円		
6		■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ (保護者 ■■■■■■)	■■■■ ■■■■	令和8年 3月27日～4月2日	214,000円 (友達割適用) (帰り：羽田空港)	107,000円		
補 助 決 定 額						677,000円		

2026年 ちびっこ探検学校ヨロン島 日程

月日	曜日	発着地又は滞在地	交通機関	行 程	宿泊地
3/27	金	旭川空港→那覇空港	航空機	9:25旭川空港→羽田空港経由→那覇空港 16:00バスにて那覇市内ホテルへ 民宿別班活動	那覇 ホテル
3/28	土	那覇港→与論島	フェリー	07:00那覇港→11:50ヨロン島到着 バスで大金久海岸へ ●入島式・イカダ作り等・各民宿にて歓迎会	ヨロン 島民宿
3/29	日	与論島		●海の活動 いかだこぎ、海遊び ●夜: 民宿にて活動	ヨロン 島民宿
3/30	月	与論島		●島内ハイク: 鍾乳洞探検、サトウキビしぼり、史跡探検 ●夜: 民宿にて活動	ヨロン 島民宿
3/31	火	与論島		●ハーレー船大会(民宿対抗戦)、海遊び(ウドノス海岸) ●さよならパーティー	ヨロン 島民宿
4/1	水	ヨロン島→那覇港	フェリー	14:10ヨロン港→19:00那覇港 帰着地別に分かれ、バスにてホテルへ	那覇 ホテル
4/2	木	那覇空港→旭川空港	航空機	・荷物整理・掃除 バスにて那覇空港へ 那覇空港→羽田空港経由→13:50旭川空港	

2026年 ちびっこ探検学校ヨロン島 参加経費

○収入

科 目	金 額	説 明
個人負担金	117,000	
国際交流補助金	116,000	233,000円×50%(千円未満切捨て)
合 計	233,000	

○支出

科 目	金 額	説 明
参 加 費	233,000	ちびっこ探検学校ヨロン島参加費
交 通 費	0	空港までの交通費 ※自家用車使用
合 計	233,000	

【お友達割・兄弟割】適用の場合

参加費から一律お一人様5,000円の割引

参加費228,000円×50%＝補助金114,000円

国際交流補助実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>国際交流補助実施要綱</p> <p>1. 目的 この要綱は、富良野市国際交流基金条例施行規則（平成2年規則第19号（以下「規則」という。）第4条及び第12条の規定に基づき、審査基準及び細目を定めることを目的とする。</p> <p>2. 補助対象事業 補助対象となる事業は、次の各号に掲げるもの（規則第2条第1項に掲げるもの）で、市内に居住する個人または団体が行うもの（市が国・道に共催する事業を含む）とする。ただし、富良野市国際交流事業補助金以外の補助金の交付を受けて行う事業は対象外とする。 （1）友好都市、その他外国諸都市との交流 （2）国外における研修、調査、情報収集等 （3）国際交流市民団体の育成 （4）研修会、講演会、語学講座等の開催 （5）その他、国際交流振興のために特に必要な事業</p> <p>3. 補助対象経費 補助の対象となる経費及び補助率は、別表1及び2に定めるところによるものとし、補助金の額は1件あたり30万円を限度とする。 <u>また、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</u></p> <p>4. 補助事業者の要件 （1）この補助金の交付を受けようとする者は、地域に根差した国際交流を積極的に推進する意思があり、かつ向上心に富む者でなければならない。</p>	<p>国際交流補助実施要綱</p> <p>1. 目的 この要綱は、富良野市国際交流基金条例施行規則（平成2年規則第19号（以下「規則」という。）第4条及び第12条の規定に基づき、審査基準及び細目を定めることを目的とする。</p> <p>2. 補助対象事業 補助対象となる事業は、次の各号に掲げるもの（規則第2条第1項に掲げるもの）で、市内に居住する個人または団体が行うもの（市が国・道に共催する事業を含む）とする。ただし、富良野市国際交流事業補助金以外の補助金の交付を受けて行う事業は対象外とする。 （1）友好都市、その他外国諸都市との交流 （2）国外における研修、調査、情報収集等 （3）国際交流市民団体の育成 （4）研修会、講演会、語学講座等の開催 （5）その他、国際交流振興のために特に必要な事業</p> <p>3. 補助対象経費 補助の対象となる経費及び補助率は、別表1及び2に定めるところによるものとし、補助金の額は1件あたり30万円を限度とする。</p> <p>4. 補助事業者の要件 （1）この補助金の交付を受けようとする者は、地域に根差した国際交流を積極的に推進する意思があり、かつ向上心に富む者でなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(2)この補助金の交付を受けた者は、事業終了後積極的に国際親善交流に努めなければならない。</p> <p>(3)この補助金を受けようとする者(但し、個人に限る。)への補助は、<u>小学生・中学生期間1回、高校生・大学生等期間1回、社会人期間1回限りとする。</u></p>	<p>(2)この補助金の交付を受けた者は、事業終了後積極的に国際親善交流に努めなければならない。</p> <p>(3)この補助金を受けようとする者(但し、個人に限る。)への補助は、1回限りとする。</p>
<p>5. 申請の期間</p> <p>この補助金の交付を受けようとする者は、事業実施1カ月前までに関係書類を市長に申請しなければならない。</p>	<p>5. 申請の期間</p> <p>この補助金の交付を受けようとする者は、事業実施1カ月前までに関係書類を市長に申請しなければならない。</p>
<p>6. 補助金の交付決定</p> <p>前条の申請があったときは、審査委員会において内容を審査し、補助金を交付するか否かを決定し、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>6. 補助金の交付決定</p> <p>前条の申請があったときは、審査委員会において内容を審査し、補助金を交付するか否かを決定し、予算の範囲内で交付する。</p>
<p>附則</p> <p>この要綱は、平成11年4月1日から適用する。</p>	<p>附則</p> <p>この要綱は、平成11年4月1日から適用する。</p>
<p>附則</p> <p>この要綱は、平成21年4月1日から適用する。</p>	<p>附則</p> <p>この要綱は、平成21年4月1日から適用する。</p>
<p>附則</p> <p>この要綱は、平成23年4月1日から適用する。</p>	<p>附則</p> <p>この要綱は、平成23年4月1日から適用する。</p>
<p>附則</p> <p>この要綱は、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p>附則</p> <p>この要綱は、平成26年4月1日から適用する。</p>
<p>附則</p> <p>この要綱は、令和6年4月1日から適用する。</p>	<p>附則</p> <p>この要綱は、令和6年4月1日から適用する。</p>
<p>附則</p> <p>この要綱は、令和7年1月1日から適用する。</p>	<p>附則</p> <p>この要綱は、令和7年1月1日から適用する。</p>

改正後					改正前				
<u>この要綱は、令和8年4月1日から適用する。</u>									
別表1 国際交流事業補助率					別表1 国際交流事業補助率				
補助対象事業	事業区分	事業内容	補助率		補助対象事業	事業区分	事業内容	補助率	
			1カ月以上	1カ月以上1年未満				1カ月以上	1カ月以上1年未満
A 友好都市交流	オーストリア国シュラートミンク市との友好都市締結を基に、スキー・観光等の研修視察、次代を担う青少年の親善交流を図る活動	1. 市民団体の友好親善 2. 農業者、観光業者、その他市民の研修視察交流 3. 小学生以上を対象とした研修、見学旅行	50%	40%	A 友好都市交流	オーストリア国シュラートミンク市との友好都市締結を基に、スキー・観光等の研修視察、次代を担う青少年の親善交流を図る活動	1. 市民団体の友好親善 2. 農業者、観光業者、その他市民の研修視察交流 3. 小学生以上を対象とした研修、見学旅行	50%	40%
B 国外諸都市交流	諸外国との交流を通し友好親善と生活様式を理解するとともに、国際的視野を広める活動	1. 市民団体の友好親善交流 2. 市民の研修、視察交流 3. 小学4年生以上を対象とした研修、見学交流			B 国外諸都市交流	諸外国との交流を通し友好親善と生活様式を理解するとともに、国際的視野を広める活動	1. 市民団体の友好親善交流 2. 市民の研修、視察交流 3. 小学4年生以上を対象とした研修、見学交流		
C 学生・生徒の交換留学交流	国際交流の中核となる青少年を育成することをめざし、語学力	1. 中学生以上を対象とした交換留学			C 学生・生徒の交換留学交流	国際交流の中核となる青少年を育成することをめざし、語学力	1. 中学生以上を対象とした交換留学		

改正後					改正前				
	の習得と国際感 覚の醸成を図る 活動					の習得と国際感 覚の醸成を図る 活動			
D 国際交流人材 育成活動	市民の国際化に 対する受容性と 包容力を増進さ せる活動	1. 国際交流市民団 体の育成と交流 2. 国際交流に対す る研修会、講演会、 語学講座交流会等 の開催 3. 語学指導や国際 協力を行う	50%		D 国際交流人材 育成活動	市民の国際化に 対する受容性と 包容力を増進さ せる活動	1. 国際交流市民団 体の育成と交流 2. 国際交流に対す る研修会、講演会、 語学講座交流会等 の開催 3. 語学指導や国際 協力を行う	50%	

※1カ月以上にわたるCの事業においては、受入学校等を指定し、規律正しい研修や交流を図らなければならない。

別表 2

1. 国際交流補助対象経費（海外渡航経費）

経費の内訳及び		備考
国外航空運賃	実費	正規の航空運賃ではなく、チケット等購入の実際の運賃 ※空港使用料、出入国税、サーチャージ料を含む
国内航空運賃	実費	正規の航空運賃ではなく、チケット等購入の実際の運賃
国外移動費（鉄道・船・バス等）	実費	
国内移動費	実費	
国外宿泊費 1. 北米・欧州・中近東。	1泊 21,900円	

※1カ月以上にわたるCの事業においては、受入学校等を指定し、規律正しい研修や交流を図らなければならない。

別表 2

1. 国際交流補助対象経費（海外渡航経費）

経費の内訳及び		備考
国外航空運賃	実費	正規の航空運賃ではなく、チケット等購入の実際の運賃 ※空港使用料、出入国税、サーチャージ料を含む
国内航空運賃	実費	正規の航空運賃ではなく、チケット等購入の実際の運賃
国外移動費（鉄道・船・バス等）	実費	
国内移動費	実費	
国外宿泊費 1. 北米・欧州・中近東。	1泊 16,100円	

改正後			改正前		
オセアニア			オセアニア		
2. アジア・中南米・アフリカ	<u>17,400円</u>		2. アジア・中南米・アフリカ	11,600円	
3. 1、2以外の地域	<u>18,700円</u>	※ホームステイ、ファームステイの場合を除く	3. 1、2以外の地域	12,900円	※ホームステイ、ファームステイの場合を除く
国内宿泊費	<u>13,000円</u> <u>15,000円</u>	道内 道外	国内宿泊費	10,900円 12,000円	道内 道外
国外滞在費	1日		国外滞在費	1日	
1. 北米・欧州・中近東。	5,200円		1. 北米・欧州・中近東。	5,200円	
オセアニア			オセアニア		
2. アジア・中南米・アフリカ	3,800円		2. アジア・中南米・アフリカ	3,800円	
3. 1、2以外の地域	4,200円		3. 1、2以外の地域	4,200円	
国内滞在費	1,100円 2,200円	道内 道外	国内滞在費	1,100円 2,200円	道内 道外
<p>2. 国際交流補助対象外経費</p> <p>(1) 海外渡航の対象外経費</p> <p>1) 添乗経費、通訳、ガイド料</p> <p>2) 旅雑費（予防注射料、旅券の交付手数料、査証手数料、外貨交換手数料）</p> <p>3) 旅行保険料</p> <p>4) 報告書印刷代、チップ、ガイドブック費用及びこれらに類する費用</p> <p>(2) 各事業共通の対象外経費</p> <p>1) 食料費（食事代）</p> <p>2) 出役者の賃金・日当</p> <p><u>3) 公共交通機関以外での移動の旅費</u></p> <p><u>4) 事業以外の目的で事業日以前・以後に移動する場合の旅費</u></p>			<p>2. 国際交流補助対象外経費</p> <p>(1) 海外渡航の対象外経費</p> <p>1) 添乗経費、通訳、ガイド料</p> <p>2) 旅雑費（予防注射料、旅券の交付手数料、査証手数料、外貨交換手数料）</p> <p>3) 旅行保険料</p> <p>4) 報告書印刷代、チップ、ガイドブック費用及びこれらに類する費用</p> <p>(2) 各事業共通の対象外経費</p> <p>1) 食料費（食事代）</p> <p>2) 出役者の賃金・日当</p>		